

工場労働者も児童労働と無縁ではない。前号で就労制限年齢に関わる話に触れたが、少なからぬ数の違反労働者がいる。ドロップアウトした13、14歳の子どもが15歳以上の他人になりすまして就労するのである。ちなみにミャンマーでの年齢の数え方は「満」ではなく「数え」である。前号で、聞き取り調査での相手方の表現をそのまま表記して誤解を与えてしまったので、今号では「満」年齢で記す。就労が許される15歳以上の知人の国民登録証を使っただけの手口がかなり広範囲に行なわれている。貧困の故の方便だと組合も黙認しているが、社会保障や徴税システムが整備されてくれば、本人確認が容易になり、他人になりすまして就労することが不可能となることは明らかであり、抜本的な対策が求められている。当面、事情を知らず雇入れ、「見習い」と位置づけて6割程度の賃金で働かせる悪辣な使用者の対応を、当事者の雇用を維持しつつ是正させる取り組みをしながら、就労制限年齢遵守を徹底させていかねば、具体的・現実的な児童労働削減の運動は進まない。

教育改革は必須の課題

ミャンマーでの教育の柱は、端的にいえば文部省の指示に従って教えられる内容を丸暗記することにあるという。進級テストもどれだけ暗記しているかに焦点が据えられていて、覚えていなければ落第ということになる。小・中学校課程を修了して2年間の高校課程に進み、その卒業時に高校卒業認定試験が全国一斉一律に行なわれる。この試験が大学入学試験としての意味を持つ。この国には大学入試はない。高卒認定試験の結果によって全てが決まる。例えば、この試験で全国1位から500位に入らないと医科大学に入学することはできない。どの大学に入るかもこの試験の成績を基本に文部省が決めるという。

日本を含め多くの国の義務教育は9年制であるが、この国では8年制でしかも義務制ではない。

この問題点の解決を含めた改革が早急になされねばならない。教育内容の改革の必要性も論を俟たない。制度も運営も全て中央集権的で一切の権限が文部省に握られている。この状況を変革していくためには、全ての教育労働者の英知の結集が必要とされ、それを組織的に展開しうる教育労働者の結社の自由をはじめとした諸権利の効果的保障が不可欠である。現在までのところ、その面の進展は満足いくものではない。

労働組合結成の動きは、6大学で教員組合（teachers association）が結成されたが、拠点の1つであるM大学の組合委員長が僻地の大学に移動させられたことも影響して、進展していない。小・中・高校の教師の組織化の動きも鈍く、現在のところ1つも結成されていない。ILO、UNESCO、EI、ITUCが合同で、教員の地位に関するILO/UNESCO合同勧告や中核的労働基準をテーマにセミナーを開催するなどして、ミャンマー社会と政府に理解を広める活動を展開している。小・中学校教員の賃金は日本円で6～7,000円程度でダブル・トリプルジョブを持たねば暮らせない状況にある。多くの教師が塾教師や家庭教師などに就き、それが親の貧富によって学力格差がついてしまう原因の1つになっている状況もあり、問題は深刻化し拡大している。

合同勧告にあるように、良質な教育の持続的提供には、教師に適切な水準の労働条件が確保され、結社の自由をはじめ諸権利が保障され、教育内容について自由に意見反映できなければならない。その実現を目指して、地道な活動が求められている。



床が土間の学校で学ぶ子ども